

浜松市入札・契約事務に係る働きかけへの対応要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が行う入札・契約事務に関し、職員が働きかけを受けた場合の対応について必要な事項を定め、情報の共有化により組織として適切な対応を徹底するとともに、入札・契約事務の公平性、公正性及び透明性のより一層の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札・契約事務 建設工事、建設工事関連業務委託、物品購入及び業務委託・賃貸借に係る入札・契約並びにこれらに関連する事務をいう。
- (2) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員及び同条第3項第3号に規定する特別職に属する職員をいう。
- (3) 働きかけ 職員に対する行為のうち入札・契約事務の公平・公正な執行を損なうおそれがある次に掲げるものをいう。

ア 特定の事業者の競争入札への参加又は不参加に関する要求行為

(例)

- ・特定の事業者を入札に参加させる又は参加させないように、仕様、発注方法又は発注基準の変更等を行うよう要求する行為
- ・特定の事業者を入札に参加させる又は参加させないように、入札参加資格要件の設定にあたって不当に便宜を図るよう要求する行為

イ 特定の事業者の受注又は非受注に関する要求行為

(例)

- ・特定の事業者を随意契約の相手方とさせる又はさせないように、仕様の作成、変更等を行うよう要求する行為

ウ 非公表又は公表前における予定価格、最低制限価格、設計金額、見積金額等に関する情報漏洩要求行為

(例)

- 次に掲げる情報を漏洩するよう要求する行為
- ・一般競争入札の入札参加申請者の名称又は数
 - ・指名競争入札の指名業者の名称又は数
 - ・予定価格（設計金額の全部又は一部、事前公表していない歩掛や単価を含む。）
 - ・最低制限価格
 - ・低入札価格調査制度における調査基準価格及び失格基準価格
 - ・総合評価落札方式における技術評価点及び技術提案内容
 - ・その他入札・契約に関する秘密に属する情報
- ※非公表又は公表前における予定価格等の教示は、職員による入札等の妨害（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第8条）又は公契約関係競争等妨害（刑法（明治40年法律第45号）96条の6第1項）に抵触するおそれがある。

エ 公表前における入札参加者に関する情報漏洩要求行為

(例)

- ・入札参加者名を公開前に漏洩するよう要求する行為
- ・特定の事業者が入札に参加しているか否かを漏洩するよう要求する行為
- ・入札参加者に関する情報（所在地等）を漏洩するよう要求する行為
- ・入札参加者数、共同企業体の組合せ等について漏洩するよう要求する行為

オ その他特定の者への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為

(例)

- ・秘密とされている情報や資料を特定の者に対して漏洩するよう要求する行為
- ・下請事業者の選定に関して、元請事業者に対する指導を要求する行為
- ・監督、変更協議、検査、評定等において、不当な便宜を図ることを要求する行為
- ・特定の事業者の製品のみが適合する仕様書を作成するよう要求する行為
- ・入札談合に関する唆し又は幫助を要求する行為
- ・浜松市職員倫理条例（平成13年浜松市条例第48号）で禁止されている行為（利害関係者からの金品の贈与、供応接待等）を要求する行為

（働きかけに該当しない行為）

第3条 次に掲げる行為は、働きかけに該当しない。

- (1) 入札公告等に基づく設計書に対する質問等、入札・契約手続に関する事実の確認であることが明らかなもの
- (2) 個別具体の契約に関するものではない、発注全般に係る陳情、要望、提言、意見等にとどまるもの
- (3) 通常の営業行為の範囲内であることが明らかであるもの
- (4) 市議会、審議会、公聴会等の不特定多数の者が傍聴できる公開の場で行われたもの

（働きかけ等への対応）

第4条 職員は、働きかけ又はその疑いのある行為（以下「働きかけ等」という。）に対しては、回答してはならない。

- 2 職員は、働きかけ等に対しては、可能な限り複数の職員で対応するものとする。
- 3 職員は、働きかけ等を受けたときは、相手方の氏名、連絡先等を確認し、当該相手方に対して、記録を作成する旨及び当該行為が働きかけに該当すると判断した場合にはその事実について公表することがある旨を告知するものとする。
- 4 職員は、その受けた働きかけ等が浜松市法令遵守（コンプライアンス）の推進に関する要綱第2条第2号に規定する不当要求行為等に該当すると判断したときは、同要綱の規定に基づき対応するものとする。この場合においては、前項及び次条から第7条までの規定は、適用しない。
- 5 職員は、その受けた働きかけ等が地方公務員法第38条の2第7項に規定する人事委員会への届出が必要な行為に該当すると判断したときは、同法の規定に基づき対応する。この場合においては、第3項及び次条から第7条までの規定は、適用しない。
- 6 第4項の規定は、職員が、他の職員が働きかけに関与している事実を知り得た場合について準用する。

（記録及び報告）

第5条 職員は、働きかけ等を受けたときは、速やかに業者等対応記録（第1号様式。以下「対応記録」という。）を作成し、当該働きかけ等の内容を所属長に報告しなければならない。

- 2 職員は、対応記録の作成に当たっては、事実に基づき正確に記載するものとする。

- 3 所属長は、第1項の規定による報告を受けたときは、当該報告を行った職員にその内容を確認し、必要に応じて、当該職員への指導及び当該働きかけ等を行った者への事実の確認を行うものとし、その上で所管部長及び調達課長に当該働きかけ等の内容を報告するものとする。
- 4 調達課長は、前項の規定による報告を受けたときは、当該働きかけ等の内容を財務部長に報告するものとする。
- 5 財務部長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容が働きかけに該当するか否かを判断しなければならない。この場合において、当該報告が建設工事又は建設工事関連業務委託に係るものであるときは、その判断に当たって浜松市建設工事入札・契約庁内調整会議要領第5条に規定する本庁に置く幹事会の意見を聴くものとする。
- 6 財務部長は、前項の規定による判断の結果を、調達課長を經由して第3項の規定により報告した所属長に通知するものとする。この場合において、当該判断の結果が働きかけに該当するものであるときは、その旨を市長に報告するものとする。
- 7 第1項、第3項、第4項及び前項後段の規定による報告の際は、当該働きかけ等に係る対応記録を提出するものとする。

(公表)

第6条 市長は、前条第6項後段の規定による報告に基づいて、働きかけの内容を入札・契約事務に係る働きかけの状況(第2号様式)により随時公表するものとする。

- 2 前項の規定による公表は、浜松市ホームページに掲載する方法で行うものとする。
- 3 第1項の規定による公表に関する事務は、財務部調達課において行う。

(文書の保存年数)

第7条 この要綱の規定に基づき作成し、又は受領した文書の保存年数は、3年とする。

(入札参加停止の措置)

第8条 市長は、働きかけを行ったと認められる者が浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第1条に規定する有資格業者又は浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱第1条に規定する有資格業者であるときは、これらの要綱に基づき当該有資格業者に対して入札参加停止の措置を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

所属長確認欄

業者等対応記録

No.	項目	内容
1	日時	平成 年 月 日 時 分～ 時 分
2	場所	
3	相手方	
4	対応者	課
5	働きかけ等の内容	
6	対応内容	
7	その他	

第2号様式（第6条関係）

入札・契約事務に係る働きかけの状況（ 年度）

番号	働きかけを受けた日	担当課名	相手方	内容